## 公益社団法人日本口腔インプラント学会 総務委員会規程

平成22年11月11日制定

(設置)

第1条 公益社団法人日本口腔インプラント学会定款施行細則第22の規定に基づき、総務 委員会(以下「本委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、定款第5条に規定する事業全般にかかわる業務を行う。

(組織)

- 第3条 本委員会は、委員長、副委員長及び委員6名以内をもって組織する。
- 2 委員長及び副委員長は、理事会において正会員から選任し、理事長が委嘱する。
- 3 委員は、委員長が正会員から選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

(職務)

- 第4条 委員長は、会務を総括する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。
- 3 委員は、この規程の第7条に掲げる事項を審議し、第8条に掲げる業務を担当する。 (任期)
- 第5条 委員長、副委員長及び委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 2 補欠等又は増員により新たに選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。 (会議)
- 第6条 本委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 2 本委員会は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、議事を開き、決議することができない。ただし、当該議事につき委任状を提出した者は、出席者と見なす。
- 3 本委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決する ところによる。
- 4 本委員会には、構成員のほか、委員長が必要と認め出席を要請した者及び委嘱を受けた業 務担当者が出席することができる。

(審議事項)

- 第7条 本委員会は、次の事項を審議する。
  - (1) 各種委員会業務の調整及び総括に関する事項
- (2) 定款、規則、規程、細則及び内規等に関する事項
- (3) 名誉会員に関する事項
- (4)表彰に関する事項
- (5) 支部の活性化に関する事項
- (6) その他、理事会から諮問された事項

(業務)

- 第8条 本委員会は、次の業務を行う。
  - (1) 各種委員会業務の調整及び総括に関すること

- (2) 本会が定めている定款、規則、規程、細則及び内規等の制定・改廃に関すること
- (3) 名誉会員の選考に関すること
- (4) 各種表彰に関する候補者の審査及び選考に関すること
- (5) 支部の活性化方策に関すること
- (6) その他、理事会から諮問された業務

(分科会、部会等の設置)

- 第9条 委員会の下に、専門的な事項等を審議するために、分科会又は部会等(以下「分科会」という。)を置くことができる。
- 2 分科会の委員及び運営に必要な事項は、委員会の決議により委員長が別に定める。 (細則)
- 第10条 この規程の施行に関し必要な申し合わせ等は、本委員会の発議により、理事会の議を経て 別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則

- 1. この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。
- 2. この規程は、平成24年7月22日に一部改正し、同日から施行する。
- 3. この規程は、平成24年9月21日に一部改正し、同日から施行する。
- 4. この規程は、平成30年5月26日に一部改正し、同年6月11日から施行する。
- 5. この規程の施行に伴って、平成22年11月11日に制定した公益社団法人日本口腔インプラント学会会則委員会規程及び同学会表彰委員会規程並びに平成26年7月19日に制定した同学会支部活性化検討委員会規程は廃止する。

なお、同学会が定めている規程等に、会則委員会又は表彰委員会と規定されているものは、 総務委員会と読み替えるものとする。

- 6. この規程は、令和3年12月12日に一部改正し、同日から施行する。
- 7. この規程は、令和5年2月4日に一部改正し、同日から施行する。

参考

旧社団法人規程 平成17年8月15日制定及び施行 平成20年3月30日一部改正、平成20年4月1日施行